

< 論 説 >

現代会計情報の性質と複式簿記メカニズム

石川 祐二

I 序論：問題提起

会計情報は、いわゆる会計ビッグバン以降、認識（＝勘定科目）の側面においても評価（＝金額）の側面においても、その内容が変化・拡張している¹。そうした現代の会計情報が社会的に公表されて一定の役割を果たす仕組みを解明するためには、その会計情報の性質について確認しておくことが必要であると考えられる。さらに、現代的な会計情報の性質を確認するためには、会計情報の性質と複式簿記メカニズムとの関連性を明確化しておくことが基盤になると考えられる。こうした認識の背景には、つぎの思考が存在する。すなわち、後述するように、複式簿記によって企業の経済活動とされるものが記録計算されてはじめて、それに基づく文書としての会計情報を社会的に公表することが可能になる、との考えである。

そこで本稿では、現代における会計情報の社会的役割の解明に向け、その基盤を築くために、会計情報と複式簿記との関係を明確化することを試みる。とりわけ、現代における会計情報の性質に、複式簿記のメカニズムがどのように関わっているのかにつき、考察することとする。

具体的には、まず、複式簿記と会計との繋がりを明確化するため、複式簿記から会計への歴史的な展開を確認する。そのうえで、複式簿記が有する形式性について明らかにする。それによって、複式簿記の形式性が会計という社会的仕組みに如何に関わっているのかを確認する。さらに、現代会計の特徴の一つであるデリバティブ（派生的金融商品）の会計問題を取り上げ、現代会計情報の性質について明らかにする。

そして、これらのことを通じて、会計情報と複式簿記メカニズムとの関係性が、現代においてより一層明確に立ち現れていることを描出することとしたい。言い換えれば、言語化（記号化）装置としての複式簿記の機能は、現代においてこそより明確に発揮されていることを明らかにしたい。以下、詳しく見ていこう。

II 複式簿記から会計への展開：資本概念、ならびに、会計の社会性

現代における複式簿記と会計情報との関係を明確に描出するために、まずは、複式簿記から会計への展開を捉えておく必要があると考えられる。歴史的に見て複式簿記が会計の基盤であることを確認することが、現代における両者の関係を考察する糸口になると思われるからである。ここでは、その複式簿記から会計への展開段階を、主に A.C.Littleton の『会計発達史²』に基づいて見ていこう。

Littleton は、複式簿記が完全な体系に仕上がするには「資本」という要素が必要であったと考えている。古代からたしかに富はあったが、それは生産性を帯びていなかったがゆえに資本ではないという。富が自らの再生産の元手となるとき、しかも継続的な再生産に振り向けられるとき、これが資本となるのである。これに伴って、簿記も継続的なものとなる。というのも、「資本主（＝資本提供者）」（proprietor）のために定期的な報告書を作成する目的で、記帳されるようになるからである。そして Littleton は、「複式簿記は、資本主の関心するところの財務的変動を或る特定の技法によって記録し、これによつ

1 例えば、2000年3月決算以降の研究開発費およびソフトウェアの会計処理、税効果会計、また、2001年3月決算以降の退職給付会計や金融商品の会計処理などが挙げられる。

2 A.C. リトルトン著、片野一郎訳『会計発達史』同文館出版、1952。

て最後に資本主有高を数字的に正確にまとめる計算組織である³⁾としている。このように、そもそも複式簿記の焦点は資本主にあると考えており、これを「資本主簿記」と呼んでいる⁴⁾。

Littletonによれば、この資本主概念が複式簿記の発展上決定的な重要性を持ったと考えられている。様々な勘定を用いて多様な取引を継続的に記録するようになったのは、資本主利益と資本主資本(資本主有高)を算定するという目的があったためだという⁵⁾。すなわち、複式簿記は、資本主の立場になって、その私的な財産管理のために、再生産の結果である剰余分=利益と、資本主資本を計算することを目的として、多様な取引を継続的に記録する方法となったというのである。

ここで、資本主資本からの剰余分を算定するためには、まず、元の資本主資本の金額を確定しておく必要がある。すなわち、剰余分算定の基礎となる資本額を予め明確化しなければならない。それゆえに、資本という要素が複式簿記の完成に必要であったのである。資本の確定に関わる議論は、いわゆる資本維持論として展開されている。その資本維持論に関わって、鈴木義夫は会計上の資本が持つ性質について明らかにしている。その要点を簡潔にまとめれば、次の通りである。鈴木は、ドイツにおいては名目貨幣資本維持、実質(購買力)資本維持、物的資本(実体)維持というそれぞれの資本維持概念に基づく損益計算原理が歴史的に展開されてきたものの、社会的に受け入れられる現実の会計処理では現代でも名目貨幣資本維持が用いられていることを指摘し、そのことを通じて、会計においては資本が実体という“くびき”から解放されていることを明らかにしている⁶⁾。すなわち、会計上の資本は、歴史的にもまた現代においても、名目的なものに過ぎないということである。

したがって、複式簿記の根幹を担う資本という要素の背後には、実体ないしは実質が控えてはいない。その点から考えれば、そもそも複式簿記というものは、経済的実態を写し取るものとはいえない。こうした複式簿記の性質については、次節以降で詳細に検討するが、この性質が現代における会計情報との関係を考える鍵となることについては、ここで指摘しておきたい。

さて、Littletonによると、資本という要素が組み込まれて完成した複式簿記(資本主簿記)が、会計へと発展したのは19世紀においてのこととされる。イギリスに端を発する産業革命以降、19世紀には私的企業が勃興し、商業的にも工業的にも金融的にもまた法律的にも大躍進した時代であったという。こうした各種の外部状況によって、単なる組織的記録方法としてとどまっていた複式簿記が発展し、企業経営上の管理手段として利用される力を獲得するに至ったという。このことをもって、複式簿記が会計へと展開とされたというのである。なお、その当時、会計に関する理論的な説明は従来の資本主簿記を引き継ぐ形でなされており、Littletonはこれを資本主主体説と呼んでいる⁷⁾。

ここで特に注目すべきことは、複式簿記が単なる組織的記録方法と捉えられている一方、会計の段階では、企業外部の社会的事柄との関連性についての指摘がなされていることである。従来からの複式簿記(資本主簿記)を基盤としつつ、複式簿記によって生み出される情報が単に一組織内の事柄にとどまらず、その情報が社会的関係性の中に位置づけられるようになったものを会計と捉えているのである。そうした展開の一例として、1860年代に、上場会社は何らかの形式の年次報告書の公表に同意すべきの方針をニューヨーク証券取引所が打ち出していることが挙げられる⁸⁾。複式簿記段階とは異なり、

3 A.C. リトルトン著、片野一郎訳、前掲書、p.250.

4 同上書、pp.245-252.

5 A.C. リトルトン著、片野一郎訳、前掲書、pp.255-265.

6 鈴木義夫・千葉修身著『会計研究入門“会計はお化けだ!”』、森山書店、2015、pp.47-58.

7 A.C. リトルトン著、片野一郎訳、前掲書、pp.255-278.

8 平林喜博編著『近代会計成立史』同文館出版、2005、pp.139-153.

会計という仕組みは必ず社会性を帯びるのである。ただし、こうした性質の相違をもって、複式簿記と会計とを全く別の存在として捉えることはできない。むしろ、その歴史的展開から見て、会計の社会性を支えているのは、複式簿記のメカニズムであると考えられる。別言すれば、複式簿記のメカニズムこそが、会計という社会的な仕組みが存在することを可能ならしめたということである。そうした複式簿記と会計情報との関係性を明らかにするために、次節では、複式簿記のメカニズムについて、時代をさらに遡って検討することにしよう。

Ⅲ 複式簿記の形式性

前節で明らかにしたように、会計は、複式簿記を通じて損益計算を行ってその内容を公表する社会的仕組みである。現代でいう会計ないしはその基盤である複式簿記とは異なるものの、損益計算のための記録という意味では900年近く前のものがイタリアの公証人の記録簿の中に残されている。それは地中海貿易に関する一往復ごとの成果を計算するために用いられ、損益計算、出発時点の財産在高または出資記録、帰国時点の財産在高記録、および利益配分記録、という内容から構成されているという⁹。

このことから、900年ほど前の損益計算は二時点間の財産記録の比較によって行われていることがわかる。これは、現在の複式簿記のように継続的な記録を必要とせず、仕訳や勘定形式での記録が行われていなかったこと¹⁰を意味する。その点、現在でいう複式簿記とは異なるのであり、複式簿記と損益計算は結びつけられてはいない。その時代における損益は、実物としての財産の結果的な増減と捉えられていたことが、このことから明らかになる。財産記録に

おける項目とそこに付された金額には、物理的実体の裏付けが存在していたと見ることができ。そうした状況においては、複式簿記が必要とはされていなかったということである。

こうした記録の在り方が変化し、現在の複式簿記と同様の継続的な勘定形式での記録が行われるようになるのは1200年代初頭であり、銀行家の帳簿(例えば1211年のフィレンツェの銀行家の帳簿)にその出発点が見いだされるという¹¹。具体的には「人名勘定」と呼ばれるもので、顧客ごとの記録計算単位である勘定を設けて、金銭の貸借と決済に関わる証拠保全記録(銀行家の管理目的および係争時の証拠)としての役割を果たしていたとされる¹²。この人名勘定は帳簿という形でまとめられて丁数をつけられ、また、年号と日付が記入されており¹³、現在の帳簿組織に繋がるものといえる。こうした展開の背景には、金銭の貸借と決済が同一の顧客との間で複数回行われていた¹⁴という事実が控えている。この取引の継続性が、勘定形式での帳簿への記入における継続性をもたらしたものと考えられる。また、金額の記入については、1300年代には、ローマ数字ではなくアラビア数字で記入されるようになり、複数貨幣単位(場合によっては穀物数量)ではなく統一貨幣単位が用いられるようになったという¹⁵。

このように銀行家の人名勘定として出発した帳簿は、13世紀後半以降になると商人の実務にも広く導入されるようになった。この利用範囲の拡張に伴い、いくつかの変化が見られた。先に挙げたアラビア数字と統一通貨単位の利用もその変化の一環であるが、それ以外に重要と思われる点が二つある。一つは勘定の記入形式が「上下対称方式」から「左右対称方式」へと変化したことである¹⁶。すなわち、現在のよう

9 泉谷勝美著、『スンマへの径』, 森山書店, 1997, pp.3-4.

10 同上書, p.16.

11 同上書, pp.21-22.

12 同上書, pp.21-22.

13 同上書, pp.26-27.

14 同上書, pp.21-22.

15 同上書, pp.31-33 および 58-67.

16 同上書, pp.49-55.

に左側=借方、右側=貸方、という形が出来上がったのである。このことは、複式簿記の合理性を考えるうえで、一つの鍵になる。他の一つは、記帳の対象が銀行の金銭貸借記録(人名勘定)を離れ、商品売買に起因する債権債務の記録、使用人への給料の前払や未払の記録にも及んだことである¹⁷。現在の複式簿記へ繋がる重要な変化であり、具体的には「実体勘定」「名目勘定」と呼ばれる種類の勘定を生み出すことになった。この勘定の拡張は、帳簿組織を飛躍的に複雑化し、形式的説明能力を備えた複式簿記の仕組みを生み出すことに結びつくといえる。

複式簿記の形式的説明能力について考えるためにも、ここで、複式記入が如何に生まれたのかについて、勘定の拡張と合わせて見ることにしよう。前述のように、実体勘定・名目勘定は13世紀後半以降に生まれたと考えられる。実体勘定は、現在でいえば現金勘定・土地勘定といったものだが、当時の実務において、特に現金については現金出納帳という別帳簿で作られており、このことが複式記入を促す一因であったと考えられる。というのも、金銭貸借に関わる人名勘定への記入と現金収支に関する現金出納帳(現金勘定)への記入を二面的に、つまり複数の帳簿にまたがって記入するということが行われることになったためである¹⁸。つぎに、名目勘定は、費用(損失)と収益(利益)に関するものであり、まもなく1300年になろうとした頃に登場したとされ、イタリアでは利子の受け払いに関わるものや被服・靴に関わる経費、給与の支払に関する勘定が使われるようになったという¹⁹。こうした種類の勘定が登場したのは、一つの取引を二面的に捉える思考を貫徹するために必要だったためと考えられる。利息の受け取りを例にとれば、実体勘定までしか存在しない場合、実物としての現金の増加という一面が把握されるに過ぎないことになる。これを

二面的に捉えようとするれば、人名でも実体でもない、金額的な変動の要因を示す別の勘定系統が必要となる。これが受取利息勘定のような、収益(利益)を記録するための名目勘定ということである。この名目勘定の登場によって、あらゆる取引を二面的に捉えること、すなわち複式記入の貫徹が可能となったのである。

また、名目勘定は、現代の損益計算書につながるものである。各名目勘定の残高を集めて損益勘定が作られ、これによって利益算定できることが1310年代には認識されていたという²⁰。損益法的な利益計算思考が芽生えたということである。その後、1320-1330年頃には、損益勘定の残高(=純利益または純損失)の資本金勘定への振り替えが行われ、そして締め切られるという手続、すなわち決算が行われるようになったとされる²¹。こうして、現在の複式簿記と同じ原理を持つ記録計算システムが生まれた。基本的に、複式簿記の内部で損益計算を可能とするメカニズムが構築されたのである。この点において、社会的承認を獲得するうえで棚卸という簿記外の手続きを部分的に必要とするとしても、実物の存在を根拠に据えた財産記録の二時点間比較による損益計算を行っていた段階とは、全く異なる状況が生み出されたといえるのである。

以上のように名目勘定まで備えたことで、複式簿記が形式的説明能力を如何に獲得するに至ったのかを確認しよう。複式簿記においては、名目勘定の登場により、あらゆる取引について、少なくとも二つの勘定の借方ないし貸方に記入することが可能となった。例えば現金で利息を受け取ったのであれば、行為ないしは活動としての利息の受け取りという「原因(手段)」となる事象と、現金が増えるという「結果(目的)」として事象が、それぞれの勘定に金額を伴って記録される。このことを通じて、様々な企業取

17 同上書, pp.67-68.

18 同上書, pp.83および101.

19 同上書, pp.71-85.

20 同上書, pp.106-128.

21 同上書, pp.131-158.

引にかかわる因果関係や目的手段関係が記録によって示され、企業活動の結果である損益をその記録に基づいた計算から導き出すことができる。したがって、どのような行為や活動が行われたうえで最終的な損益が生み出されたのかを、複式簿記内部で行われる記録計算を通じて論理的に一貫性をもって説明することが可能となる。この点に、複式簿記の有する説明能力、すなわち、あらかじめ定められた記録計算のメカニズムに則ってそのプロセスを遂行することで論理的に説明する力を見いだすことができるのである。

ただし、この説明能力は形式的なものである点に、注意が必要である。複式簿記が有する能力は一定のメカニズムにしたがった記録計算プロセスを遂行することを通じて説明することであって、取引の実質ないしはその背後にあると想定される実体をありのままに写し出す力ではない。実質や実体がどうあれ、名目勘定を用いることによって一定の手続きに則った記録計算を通じて説明することができるということである。こうしたことが可能になるのは、財産記録の段階と異なり、複式簿記が根本的に実体（言い換えれば物理的な実体としての現実世界）から切り離された独立のメカニズムとして存在しているからである。そのことは、前節で述べた通り、損益計算の基礎となる会計上の資本が名目的な貨幣額であることから明らかである。900年ほど前の財産記録のように実物の存在を反映したもの（すなわち写像）ではなく、あくまでも複式簿記という記録計算メカニズム内部での論理的整合性をもって説明している。企業の活動として認識されうるものを勘定科目と金額によって言語化（記号化）し、しかもその際に複式記入をすることをもって、実質ないし実体とは別個に形式的な説明をするメカニズムが構築されているのである。

さらに、こうした形式的な説明が社会的な合理性を確保できるのは、棚卸という手続きを通じて、複式簿記メカニズム内部の項目の一部と実体との関係性が構築されるからである。たしかに、記録計算メカニズム内部の項目は、あく

までもそのメカニズム内部における論理的項目に過ぎない。しかし、その論理的項目のうち商品のような一部の項目については、複式簿記メカニズム外の棚卸という手続きによって、当該項目と物理的実体との関係性（指示／被指示関係）が構築される。その構築された関係性を突破口として、複式簿記内部の諸項目が現実世界を反映しているかのような外貌が形成されることで、誰が記録計算を行っても同じ結果が導かれると見做され、社会的に合理性が確保される。複式簿記上の項目と実体との関係性構築は複式簿記内部の項目の一部で行われるに過ぎないが、そのことが複式簿記全体の合理性を社会的に担保しているということである。それゆえに、形式的な合理化なのである。しかも、棚卸もまた手続きの一種であり、そのプロセスが遂行される限りにおいて合理性を確保する。棚卸においては複式簿記の体系とは別個に個数や損傷などを確認し、そうした物理的状況を反映させるという形式をもって、複式簿記上の価額を修正する。言い換えれば、現実の物理的状況を複式簿記に取り込んでいると見做されるプロセスを、遂行しているのである。そのようにして、複式簿記の合理性が形式的に確保されている。こうして、二重に形式的な在り方で、複式簿記は企業活動に関する説明を行ってその合理性を確保しているのである。

そして、以上のように少なくとも形式的説明能力と形式的合理化可能性を備えていることこそが、社会的なシステムには要求されるといえる。実質というものを第三者が直接把握することはできないが、一定のメカニズムにしたがった記録計算の仕組みが生み出す説明は社会的に合理性を備える。なぜなら、一定の形式を持ったものは第三者であっても確認できるからである。このことは、会計情報を社会において承認し、その信頼性を創出するうえで欠くことのできない要素といえる。こうして、複式簿記を基盤に据えることで、会計情報が社会的に利用される舞台が整うと考えられるのである。

次節では、現代における会計情報の特徴的な例を取り上げることとする。そのことを通じて、

会計情報のリアリティが現代においてはより一層欠如していること、そしてその在り方を複式簿記が支えていること確認しよう。

IV 現代会計情報の性質：会計におけるデリバティブの認識と評価

ここでは、現代会計情報の性質をあきらかにするために、その特徴的な例としてデリバティブ（派生的金融商品）の会計問題を取り上げ、認識面と評価面からその性質を確認することにする。

デリバティブは、1990年代終盤以降に急激にその取引量が増えている。国際決済銀行の統計によれば、世界全体での相対取引の額が1998年には約72兆アメリカドル、4年後の2003年にはそのおおよそ2倍の約141兆アメリカドル、2008年には672兆アメリカドル、そしてピーク時の2013年には1998年の10倍程に達して約710兆アメリカドルの規模となっている²²。こうした取引額の増加が始まる時期は、デリバティブに関する会計基準の整備が進められた時期と一致する。まず、アメリカにおいて特にデリバティブについて詳細に扱った財務会計基準書第133号が設定されたのは、1998年のことである²³。また、国際会計基準審議会が金融商品に関する会計基準の公開草案を公表したのは1991年であるが、それが国際会計基準第39号として設定されたのは1998年であった²⁴。なお、デリバティブ取引は、そもそも企業が市場価格や為替相場の変動といったリスクをヘッジすることを目的として開発された金融商品であり、上記の会計基準においてはヘッジの効果を反映する処理（ヘッジ会計）についても扱っている。ヘッジ会計では、例えば、ヘッジ対象である有価証券の時価が下落して含み損が出ている場合、ヘッジ手段たるデリバティブも時価

評価してその含み損を相殺するといったヘッジの効果を、会計上で示すことができる（このケースは時価ヘッジと呼ばれる）。このように、ヘッジに関する処理を含めて会計上でデリバティブの計上が可能になって以降、数年のうちに世界でのデリバティブ取引が急増したという事実には注意を要する。

さて、デリバティブ取引は、株券や債券、あるいは金のようなコモディティ等（これを原資産と呼ぶ）それ自体の取引ではなく、それら原資産から派生した権利等を商品化して取引するものであり、代表的な取引には先物、オプション、スワップがある。したがって、こうした取引の会計上の認識は、当然、原資産そのものではなく、そこから派生したとされる権利等に関して行われる。また、デリバティブ取引のほとんどは、基本的には当事者間の相対取引で行われるものであり、市場が存在しないことが多い。そのため、デリバティブは、原資産に関する市場価格や指数といった変数に応じて相対的にその価値が決定され、それが会計上の金額となる。以下では、まずは①デリバティブの会計的認識について、つぎに②デリバティブの会計的評価について、それぞれ簡潔に検討を加えていこう。

①デリバティブの会計的認識

前述の通り、デリバティブは原資産から派生させた金融商品であり、例えば株式オプションであれば、株式それ自体ではなく、当該株式を一定期間後に一定の価格で売る（あるいは買う）権利を商品としたものである。株式オプション取引では、そのような権利の売買を行うことになる。しかも、オプションの場合には、一定期間後にその権利を行使するか否かの選択が可能のため、権利が行使されて原資産たる株式が実際に売買されるとは限らない。オプションの売

22 https://stats.bis.org/statx/srs/tseries/OTC_DERIV/H:A:A:5J:A:5J:A:TO1:TO1:A:A:3:C?t=D5.1&p=20172&x=DER_RISK.3.CL_MARKET_RISK.T:B:D:A&o=w:19981.,s:line.nn,t:Derivatives%20risk%20category

23 Financial Accounting Standards Board (FASB), *Statement of Financial Accounting Standard No.133: Accounting for Derivative Instruments and Hedge Activities*, 1998.

24 International Accounting Standards Committee (IASC), *International Accounting Standard No.39: Financial Instruments Recognition and Measurement*, 1998.

買は、あくまでも権利の売買ということである。

こうした取引は、先に述べたように、相対取引として行われる場合がほとんどである。その場合、当事者間の合意に基づいてはじめて権利義務関係が生み出される。合意に先立って存在する権利について取引されるのではない。当事者間の合意こそが、権利を創出するのだ。こうした権利の創出と、前述の会計基準の設定およびデリバティブ取引の急増の関係については、つぎのように考えることができる。すなわち、会計的にデリバティブを認識することが可能になったからこそ、しかもそのヘッジの効果を会計的に反映することが可能になったからこそ、デリバティブ取引を行うインセンティブが上昇し、当事者間の合意によってデリバティブが新たに創出されたのである。略言すれば、会計がデリバティブを生み出している、ということである。会計上での損失を打ち消すといったヘッジ会計の機能を果たすためには、デリバティブを会計上で認識する必要があり、そのために権利義務関係を生み出す合意がなされるのである。

そうした当事者間の合意事項でありさえすればよいからこそ、原資産は物理的実体や法的権利(例えば株主総会の議決権など)を伴わなくてもよいものとなる。現実世界における何らかの先験的な存在は必要がないのである。株価指数を原資産としたデリバティブは、その典型例だ。株価指数は統計的手法に基づいた単なる論理的数値、データにすぎない。そうした数値が、物理的な現実世界に実体を持たないことは明白である。原資産と位置づけられるものは、この場合、論理上の数値となっている。こうしたデリバティブに代表されるように、現代会計において計上されている項目には、その背後に現実世界における実物が存在していないものが含まれているのである。したがって、会計においては、現実には存在していない事柄があたかも存在しているかのように表示されており、鈴木義夫はこれを「非在の現前化」と呼んでいる²⁵。

会計上、デリバティブという事柄に勘定科目名を与えることで、その項目は社会的に公表される財務諸表に計上できることになる。結果、その項目の背後に現実世界における実体はなくても、当該項目の存在が社会的に事実化されることになる。現代においては、虚構性の高い事柄が、会計的認識を通じて社会的に立ち現れているのである。

さて、会計上で勘定科目名が付されると、それと同時に金額が付与される。そのため利益額に影響を与えることが可能となり、前述のようにヘッジ目的でデリバティブが用いられる。このとき、先に示した時価ヘッジのケースでは、現実には決済されていないにもかかわらず、有価証券に関する取引とデリバティブに関する取引があたかも行われたかのように処理されている。この点においてもまた、現実には起こっていないことが起こったかのようにして、会計上では示されているのである。ヘッジに関していえば、デリバティブの利用は、会計を通じてこそ機能しているのである。その機能を果たすためには、デリバティブを時価で評価することが必要になる。そこでつぎに、デリバティブの会計的評価について見ていこう。

②デリバティブの会計的評価

例えば、上場企業の株式であれば、取引所での価格＝市場価格が時価にあたる。一般的な意味での時価とは、こうした市場価格である。しかし、前述の通り、デリバティブの多くは相対取引であり、市場は存在しない。そのため、デリバティブの評価に時価を用いるとされても、株式のような市場価格を用いることはできない。デリバティブの評価は、一般的な意味での時価では行えないのである。そこで、デリバティブ評価には、一定の計算モデルが用いられることになる。いわゆる「公正価値」(fair value)を用いた評価ということである。

デリバティブ評価に用いられる計算モデルでは、原資産に関連する変数を利用して、評価額

25 鈴木義夫・千葉修身著, 前掲書, p.12.

が導出されることになる。例えば、オプション価格付けモデルとして有名なブラック・ショールズ・モデルでは、行使価格、期間、原資産価格、原資産利回り、安全利子率、ボラティリティを変数として評価額が算定される。これらの変数のなかでも、ボラティリティは予想変動率であり、現実の数値ではない。したがって、こうした計算モデルに基づく金額は、あくまでも論理的に導出された計算上の値であって、現実にはその価格が市場でつけられているわけではないのである。オプションに関する市場があると想定して、計算された数値にすぎないということである。そのため、デリバティブに関して会計文書上で表示されている金額には、現実世界に存在している金額ではないものも含まれているのである。

このように、金額面においても、会計文書上では現実を写しとったものではない項目が存在する。そうした計算モデル評価を含む公正価値評価は、1990年代以降²⁶に会計制度に組み込まれたものであり、まさに現代会計を象徴するものといえる。現代会計は、認識面のみならず、評価面においてもまた、現実には存在しないものがあるかのように表示しているのである。

しかも、金額がこうした計算モデルに基づくものでなくとも、会計文書上で示されるものにはリアリティが欠如しているとの指摘もある。鈴木義夫は、金本位制の放棄によって金という裏付けを失った貨幣が指示対象を失った記号表現であるとして、現代を「貨幣的虚構性」の時代であると指摘する。したがって、会計文書上に表示されている価値は、「価値のフィクション」にすぎないとされる。別言すれば、会計文書上の数値は「創出されたリアリティ」として表示されているということであり、あるいは、「価値の欠如した価値」が表示されているというのである²⁷。

こうした指摘から考えれば、計算モデルを用いた公正価値に基づく金額は、まさに何も存在しないものが価値あるものとして表示されているといえる。現代においては、虚構性をその本質とする貨幣的数値が、会計の評価を通じて社会的に立ち現れているのである。

以上のように、会計におけるデリバティブの認識と評価を通じて明らかになったことは、つぎのことである。すなわち、現代においては、会計文書に示される項目の認識面においても評価面においても、虚構性の高いものが含まれていることである。そうした虚構性の高さが、現代会計の特徴といえる。

ではなぜ、こうした虚構性の高い会計情報が、社会的に認められるのであろうか。

最後に、この点について、複式簿記のメカニズムとの関係から考えることにしよう。

V 結論：現代会計情報の性質と複式簿記メカニズム

これまでの考察で明らかのように、現代会計情報の性質には、複式簿記のメカニズムが密接に結びついていると考えられる。最後に、その関係性をまとめることにしよう。

複式簿記の成立には、資本という要素が不可欠であったと考えられている。そして、歴史的に見ても、会計文書上で表示される資本は名目貨幣資本として金額的に維持されている。すなわち、資本主簿記の段階においても、また、その後1900年代初頭までにそれを引き継いで会計へと展開された段階になっても、資本金は一貫して名目的な金額でしかない。名目的な資本額に基づいてその剰余分を利益として算定することで、例えば配当や税などを確定する社会的な機能を会計は果たしうる。複式簿記の成立から現代まで、複式簿記と会計を繋ぐポイントの

26 米国において、1993年に初めて一部の有価証券に公正価値を用いることとされ(SFAS No.115)、デリバティブの評価に関してはSFAS No.133で要求されている。

Financial Accounting Standards Board(FASB), *Statement of Financial Accounting Standard No.115: Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*, 1993.

27 鈴木義夫・千葉修身著、前掲書、pp.21-28.

一つは、このような名目貨幣資本である。しかも、それが名目的な金額に過ぎないこと、言い換えれば、実質や実体を反映したものでないことは重要である。なぜなら、このことが、複式簿記はその成立段階から現実世界を写像するものではなかったことを、端的に示しているからである。現実世界とは異なる世界を創り出す能力を、複式簿記はそもそも備えていたのである。そして、この複式簿記の能力は、会計という仕組みが社会において利用される基盤を形成しているといえる。

そうした複式簿記と会計との関係性は、複式簿記のメカニズムを分析することで明らかとなった。複式簿記の成立前には、非継続的な財産記録を行っていた段階があるが、そこでは実物の存在を裏付けとした記録が行われていた可能性が高い。しかし、銀行家による人名勘定の利用段階から継続的な複式勘定記録が生まれ、その後、実体勘定、そして名目勘定の登場によって、完全な複式記入のメカニズムが出来上がった。とりわけ、名目勘定によって、あらゆる事柄を因果関係や目的手段関係のような形で記録することが可能となり、如何に損益が生み出されたのかを、論理的一貫性をもって説明することができるようになった。しかもここでいう論理的一貫性は、あくまでも複式簿記メカニズムの内部における記録計算によって確保されているものであり、そのことは現実世界の物理的実体とは切り離されてなされる。その意味で、形式的な説明能力といえる。そして、こうした形式的説明が社会的に受け入れられるのは、棚卸を通じて、説明項目の一部を構成する勘定科目につき、それと物理的実体との関係性が事後的に構築されるからである。この部分的な関係性構築を通じて、複式簿記内部の諸項目が現実の物理的世界を反映しているかのような社会的認識が形成される。このことが、複式簿記を通じて生み出された会計情報の社会的合理性を形式的に確保する基礎となる。

あるがままの企業活動を第三者が直接把握することは困難である以上、複式簿記メカニズムが有する上記のような形式性こそが、会計情報

の社会的承認とその信頼性を創出することに役立つ。なぜなら、一定の形式を持った記録計算メカニズムを第三者が検証すること（すなわち監査すること）は可能だからである。そこでは、会計情報が現実世界を反映しているかどうかを検証されているわけではない。あくまでも、複式簿記メカニズム内部の事柄につき、検証を行っているのである。そのことによって、会計情報の社会的信頼性が創出されているのである。

このような関係性、すなわち複式簿記のメカニズムが会計情報の社会的な利用を支えているという関係性は、現代においてより明確なものとして立ち現れている。なぜなら、デリバティブの計上から明らかのように、会計文書上で表示される項目の虚構性は、現代において高まっているからである。会計文書上で表示されているデリバティブは、物理的実体との関係性を全く構築することができない。すなわち、物理的実体のないものがあるかのように表示されているにすぎない。しかも金額面においても、一定の想定にしたがった計算モデルによって算出された論理的数値であり、現実世界に裏付けを持たない。こうした高度な虚構性を有する会計上の項目の社会的な承認は、前述した複式簿記メカニズムが構築されているからこそなされることである。仮に複式簿記が現実世界ないしは経済的実態を写像するものであるならば、デリバティブのような項目が計上されることは適わない。写像であるとするれば、会計文書に表示される全ての項目は、現実世界に裏付けを求めることができなければならないからだ。しかし、実際の会計文書はそうではない。そもそも現実世界とは異なる世界を創出する能力を有した複式簿記は、そのメカニズム内部での説明に論理一貫性を備え、そこから生み出された情報を社会的に合理化し、その形式性ゆえの検証可能性によって会計情報の社会的信頼性を確保できる。そうであるからこそ、複式簿記メカニズムは、高度な虚構性を有する会計情報を社会的に利用するための基盤として欠くことができないのである。あるいは、つぎのように言うことも

できる。すなわち、現代会計においては複式簿記メカニズムが有する能力を極めて有効に利用しているのであり、そのために、虚構性の高い項目が従来よりも明確な形で表舞台に登場しているのである。現代においても、すべての会計文書上の事柄が仕訳を通じてはじめて計上されるに至るのは、虚構性の高い会計情報を社会的に機能させるために複式簿記の形式性が不可欠だからである。

以上のように、現代会計情報の虚構性の根底には複式簿記メカニズムがあり、現代会計と複式簿記との関係性は極めて密接なものと考えられるのである。